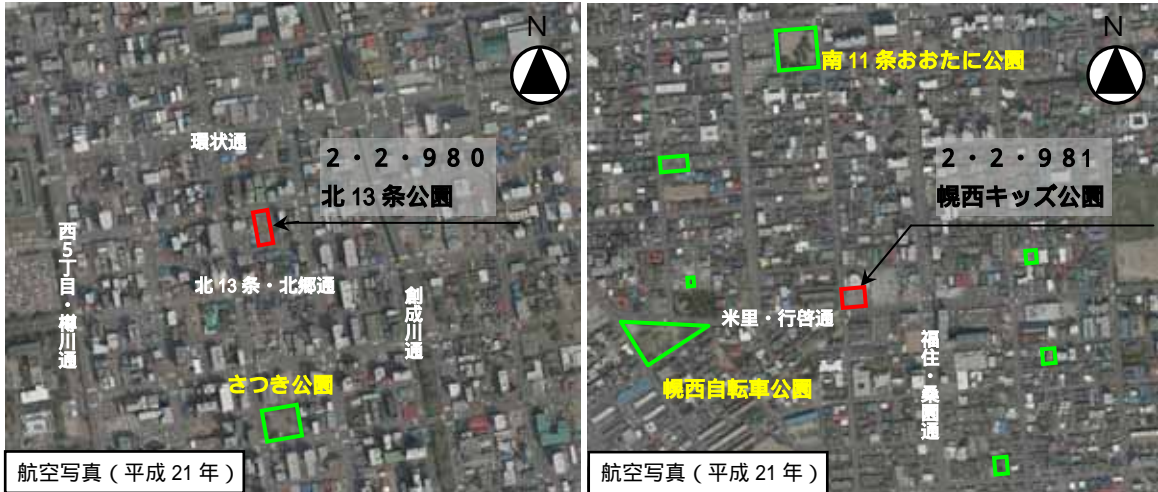


公園の変更について



都市計画決定区域

 都市公園(2,500㎡以上は名称を記載)

 市街化区域境界

1 都市計画の内容

街区公園 4箇所の追加

2・2・980号 北13条公園
 面積 約 0.12ha
 位置 北区北13条西2丁目

2・2・982号 東雁来11条公園
 面積 約 0.25ha
 位置 東区東雁来11条2丁目

2・2・981号 幌西キッズ公園
 面積 約 0.12ha
 位置 中央区南14条西15丁目

2・2・983号 東雁来12条公園
 面積 約 0.25ha
 位置 東区東雁来12条2丁目

2 変更理由

2・2・980号北13条公園、2・2・981号幌西キッズ公園は、住区基幹公園の適正な配置計画に基づき、身近なレクリエーションの場となる街区公園を配置する必要があることから今後造成する公園であり、2・2・982号東雁来11条公園、2・2・983号東雁来12条公園は、土地区画整理事業により確保され今後造成する公園である。

今回、環境整備と近隣住民の日常的な利用に供する公園の整備を図るため、これらの公園について都市計画施設への位置付けを行うものである。